

今般の「中間整理案」について、これまでの部会での議論の多くを反映させる方向で整理されていると認識している。座長、座長代理、事務局のご尽力に感謝する。以下「中間整理案」について、以下の 8 点の修正提案を提出する。

- 1 「こども施策に関する基本的な方針」に「子育て支援」の項目を追加する。
- 2 「健康を守る」ことを、施策の重要な課題と位置付けて書き込む。
- 3 基本的な方針の（４）について、貧困・格差の解消に関する記述を追加する。
- 4 基本的な方針（５）について、「多様な価値観・考え方を前提」に加えて、「どのような選択をしても不利にならない」ことを追記する。
- 5 ライフステージに縦断的な重要事項に、「子どもの権利擁護の促進」を項目として入れ、子どもの権利擁護に関する第三者機関の設置の検討を書き込む。
- 6 ライフステージ別の重要事項の「学童期・思春期」に、アルバイトを含む「就労しているこども」の権利保障について明記する（第 5 回提出意見より再掲）。
- 7 ライフステージ別の重要事項の「青年期」に、以下（居住の確保・安定、DV 問題、特に困難を経験している若年女性への支援への対応）を追記する（第 5 回提出意見再掲）。
- 8 こども施策を推進するために必要な事項の「1 子ども・若者の社会参画・意見反映」の 30 頁 22 行目の記述「社会参画・意見反映を形だけに終わらせず」の記述を、現実的な危惧として強調する形式に変更する。

以下、上記の各項目について説明する。

- 1 「こども施策に関する基本的な方針」に「子育て支援」の項目を追加する。  
基本的な施策に「子育て家族への支援」が追加されることに鑑み、子育て支援に関する項目を基本的方針に追加してはどうか。その際の基本的方針は、子育てを担うことによって生ずる不利・困難を防止する、としてはどうか（第 5 回部会松本提出意見より再掲）。
- 2 「健康を守る」ことを、施策の重要な課題と位置付けて書き込む。  
場所としては、上記提案の「子育て支援」の項目。加えて中間整理案 27 頁の「子育て当事者への支援に関する重要事項」に項目を起す。子育てと生活を維持するなかで、子育て当事者に過度の負担が生じ、心身の健康を害する可能性が高まることをふせぐことは、施策の重要課題である。また関連して、子育て当事者の「休息・自己ケアの時間」を確保する必要性についても言及すべき。  
なお関連して、第 5 回部会提出意見において、基本的な方針に以下を追加することを提案

していることを付記する。「すべてのこども・若者と家族の健康が守られ、その現在と将来が自身や家族の疾病や障害によって左右されないようにする」。

3 基本的な方針の（４）について、貧困・格差の解消に関する記述を追加する。

こども大綱は「子どもの貧困対策に関する大綱」を組み込むものであるが、この点の記述が少ない。特に総論的記述が欠落している。例えばこの項目の冒頭に、以下のパラグラフを追加する。

追加案：格差・貧困は子ども・家族の健康とウェルビーイングを毀損し、人生における選択可能性を制約し、社会の安定と持続性を損ねる。従って、格差・貧困を緩和・解消することは、良好な生育環境とすべてのこども・若者の幸せな状態での成長の前提であり、すべてのこども政策の基盤となる。

なお関連して、第２回部会提出意見において、「基本的な共通事項」として以下を提案していることを付記する。「貧困は個人の選択可能性を制約し、社会の持続性を損ねることに鑑み、すべての施策の立案、実施に際して、貧困およびその影響を緩和する方向が取られること」。あわせて第７回部会において事務局より紹介された「持続可能な開発目標」の目標１が「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」であることに留意すべき。

4 基本的な方針（５）について、「多様な価値観・考え方を前提」に加えて、「どのような選択をしても不利にならない」ことを追記する。

現行の文案だと、「結婚」を選択したもののみが支援の対象であるような印象を与える。具体的には、11頁13行目の「価値観・考え方を尊重することを大前提とし」のあとに「どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要である。」を挿入する。

なお関連して、第５回部会提出意見において、以下を提案していることを付記する。『結婚』の項目の冒頭に、多様な家族の形の尊重し、いずれの家族の形をとっても不利がないようにすることを明記する。現行案は「結婚をするかしないかは個人が選ぶ権利があることが前提」と記載されているが、これでは結婚（法律婚）を選択しない場合に生ずる不利をどうするかという点が不明確である」。

5 ライフステージに縦断的な重要事項に、「子どもの権利擁護の促進」を項目として入れ、子どもの権利擁護に関する第三者機関の設置の検討を書き込む。

現行案だと「権利主体であることの周知徹底」の言及にとどまり、実際の権利擁護の促進について総括的に言及する必要がある。また第三者機関の設置は、子どもの権利の制度的保障の重要な事項であり、国連子どもの権利委員会における一般的意見２号においても、子どもの権利条約第４条に関連して述べられている。

本中間整理案の注１７において、子ども基本法案の国会審議において、様々な審議の結果これを盛り込まない形で法が成立した経過が述べられているが、これは本審議会・部会における第三者機関の設置の検討に関わる議論を抑制するものではないと考える（同法の衆議院、参議院の付帯決議には、「基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要

な方策については、必要に応じ、本法の施行後5年を待つことなく、速やかに検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること」とある。

加えて、注17は第三者機関の設置について今後の議論を抑制する恐れがあることから、削除することを提案する。

なお関連して、第5回部会提出意見において、縦断的な施策に関して以下を提案していることを付記する。「こどもの権利に関するアドボカシー、権利擁護の促進を冒頭に記載する。あわせて、アドボケイト・救済機関の創設の方向を示す」。

6 ライフステージ別の重要事項の「学童期・思春期」に、アルバイトを含む「就労しているこども」の権利保障について明記する（第5回提出意見より再掲）。

この点は「こども」政策の範疇から漏れやすいが、アルバイト就労で生計補助をしているこどもが存在すること、それらのこどもは、労働者としての権利が侵害されている場合がありうること、学校での学習や諸活動の機会が制限されていること、家族の生活基盤がぜい弱である場合が多いと想定されることから、特に支援が必要であると考えられる。

7 ライフステージ別の重要事項の「青年期」に、以下を追記する（第5回提出意見再掲）。

- 1) 「居住の確保、安定」を項目として入れる。居住の安定は重要な生活基盤である。特に社会的養護下にあったこども・若者、特に困難な状況にあるこども・若者について、居住の確保はその後の支援の前提となる。
- 2) DV問題（親密圏における暴力）への対応を項目として入れる。これは青年期における被害を防止するという点と共に、DV被害をうけた親子（多くは母子）の生活支援の観点の双方を含む。DV問題との連動は、今般の「困難な問題を抱える女性への支援」に関する法制度の整備を踏まえると、こども・若者政策の重要な課題となる。
- 3) 「特に困難を経験している若年女性への支援」を項目として入れる。この問題はこれまで「児童福祉」と「婦人保護」の狭間に置かれ、政策的・実践的対応が後手に回ってきた経過がある。若年女性の、性的被害を含む被害にあいやすさを考慮すると、特に項目として明記し、政策と実践の展開を促進する必要がある。上記同様、この間の女性支援に関する法制度の整備の進捗を勘案すると、重要な政策課題である。

8 こども施策を推進するために必要な事項の「1子ども・若者の社会参画・意見反映」の30頁22行目の記述「社会参画・意見反映を形だけに終わらせず」の記述を、現実的な危惧として強調する形式に変更する。

例えば、「こどもや若者の社会参画・意見反映は、形式的なものにとどまる危惧がある。従って様々な工夫を・・・」とする。

以上